

別表十七（三）付表一の記載の仕方

- この明細書は、内国法人が平成29年改正前の措置法（以下「平成29年旧措置法」といいます。）第66条の6第2項第1号（内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例）に規定する外国関係会社（以下「外国関係会社」といいます。）について同条第1項に規定する特定外国子会社等に該当するかどうかの判定を行う場合若しくは同項に規定する特定外国子会社等の各事業年度における平成29年改正前の措置法令（以下「平成29年旧措置法令」といいます。）第39条の15第5項第1号（特定外国子会社等の適用対象金額の計算）に規定する欠損金額の当期控除額を計算する場合又は連結法人が外国関係会社について平成29年旧措置法第68条の90第1項（連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例）に規定する特定外国子会社等に該当するかどうかの判定を行う場合若しくは同項に規定する特定外国子会社等の各事業年度における平成29年旧措置法令第39条の115第5項第1号（連結法人に係る特定外国子会社等の適用対象金額の計算）に規定する欠損金額の当期控除額を計算する場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 各欄中金額を記載するものにあつては、外国関係会社の会計帳簿の作成に当たり使用している外国通貨表示の金額により記載します。この場合、その通貨の単位を表示してください。
- 「本店所在地における法人の所得に対する税の有無3」は、外国関係会社の本店所在地（その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域をいいます。以下同じ。）において法人の所得に対して課される税が存在しない場合は、「無」を○で囲み、以下「4」から「21」までの各欄の記載は要しません。
- 「本店所在地における課税所得金額5」には、外国関係会社の本店所在地の外国法人税に関する法令（その外国法人税に関する法令が2以上ある場合には、そのうち主たる外国法人税に関する法令をいいます。以下「本店所在地の法令」といいます。）の規定により計算した所得の金額を記載します。
- 「非課税所得の金額6」には、外国関係会社の本店所在地の法令により外国法人税の課税標準に含まれないこととされる所得の金額を記載します。
- 「(6)のうち配当等の額12」は、平成29年旧措置法令第39条の14第2項第1号イ（特定外国子会社等の範囲）又は第39条の114第2項第1号イ（連結法人に係る特定外国子会社等の範囲）に掲げる所得の金額から除かれるこれらの規定に規定する配当等の額を記載します。
- 平成29年旧措置法令第39条の14第2項第3号又は第39条の114第2項第3号に規定する場合に該当するときは、「所得の額に応じて税率が高くなる場合に納付したものとみなされる税額17」には、その本店所在地の所得の額に応じて高くなる外国法人税（法第69条第1項（外国税額の控除）に規定する外国法人税をいいます。以下同じ。）の税率のうち最高税率を用いて算定した税額から「実際に納付する外国法人税の額16」の金額を控除した残額を記載するとともに、その用いた最高税率を同欄の括弧内に記載します。
- 「納付したものとみなして本店所在地の外国法人税の額から控除される額18」には、外国関係会社の本店所在地の法令によりその外国関係会社が納付したものとみなしてその本店所在地の外国法人税の額から控除される額を記載します。
- 「減免された外国法人税の額のうち租税条約の規定により納付したものとみなされるもの19」には、外国関係会社が当該事業年度においてその本店所在地において軽減され、又は免除された外国法人税の額で、租税条約の規定によりその外国関係会社が納付したものとみなされる額を記載します。
- 「本店所在地国外において納付する外国法人税の額20」には、外国関係会社がその本店所在地以外の国又は地域において課された外国法人税の額から「(6)のうち配当等の額12」の金額（当該国又は地域に所在する法人から受ける配当等の額に限りま）に対して課された外国法人税の額を控除した残額を記載します。
- 平成29年旧措置法令第39条の14第2項第4号又は第39条の114第2項第4号に規定する場合に該当するときは、「(15)が零又は欠損金額となる場合には、その行う主たる事業に係る収入金額から所得が生じたとした場合に適用される税率23」には、外国関係会社の主たる事業に係る収入金額（その収入金額が「(6)のうち配当等の額12」の金額である場合には、その外国関係会社のその収入金額以外の収入金額）から所得が生じたとした場合にその所得に対して適用される本店所在地の外国法人税の税率を記載します。この場合には、「16」から「22」までの各欄の記載は要しません。
- 「発行済株式等の保有割合25」は、平成29年旧措置法第66条の6第1項に規定する特定外国子会社等（平成29年旧措置法第68条の90第1項に規定する特定外国子会社等を含みます。以下「特定外国子会社等」といいます。）の株主等である内国法人及び居住者並びに平成29年旧措置法第66条の6第2項第1号に規定する特殊関係非居住者が直接及び間接に有する当該特定外国子会社等の株式等（同条第1項に規定する株式等をいいます。）に係る保有割合を記載します。この場合において、その保有割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。
- 「議決権株式等又は請求権株式等の保有割合26」は、特定外国子会社等が平成29年旧措置法第66条の6第2項第1号イからハまでに掲げる法人に該当する場合には、それぞれ同号イからハまでに定める割合を記載します。この場合において、その割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。
- 「請求権勘案保有株式等の保有割合27」は、平成29年旧措置法令第39条の16第1項（内国法人に係る特定外国子会社等の課税対象金額の計算等）又は第39条の116第1項（連結法人に係る特定外国子会社等の個別課税対象金額の計算）に規定する割合を記載します。この場合において、その割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。
- 内国法人が平成29年旧措置法第66条の9の2第1項（特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例）に規定する外国関係法人について同項に規定する特定外国法人に該当するかどうかの判定を行う場合若しくは同項に規定する特定外国法人の各事業年度における平成29年旧措置法令第39条の20の3第2項第1号（特定外国法人の適用対象金額の計算）に規定する欠損金額の当期控除額を計算する場合又は連結法人が平成29年旧措置法第68条の93の2第1項（特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例）に規定する外国関係法人について同項に規定する特定外国法人に該当するかどうかの判定を行う場合若しくは同項に規定する特定外国法人の各事業年度における平成29年旧措置法令第39条の120の3第2項第1号（特定外国法人の適用対象金額の計算）に規定する欠損金額の当期控除額を計算する場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。